

# **IoTデータ利活用促進のためのデータ協調戦略**

**平成29年4月  
経済産業省  
商務情報政策局**

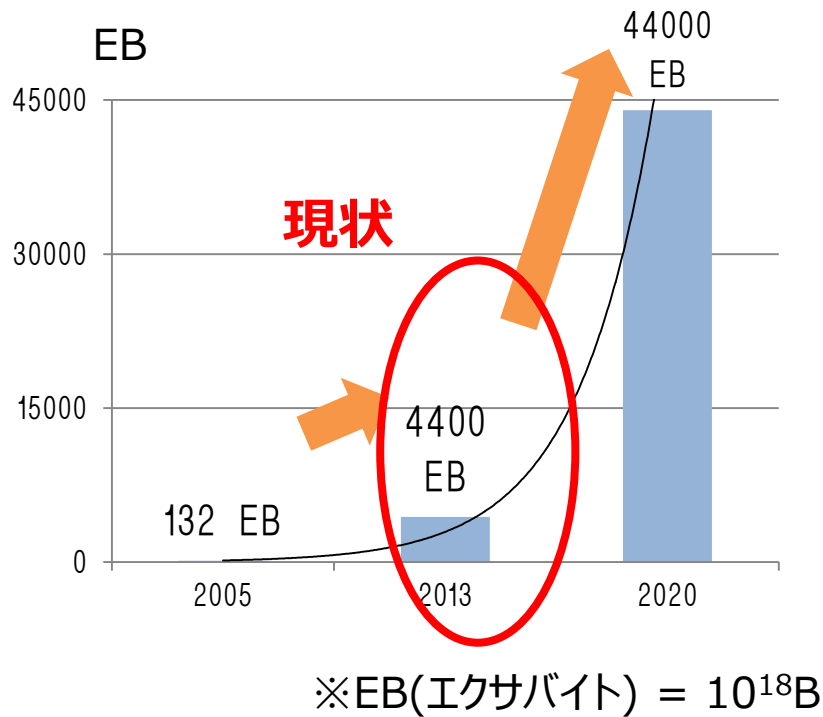
# 今起きていること ビッグデータ、IoT、AI……

- データ量の増加、処理性能の向上、A I の非連続的進化が急速に進展。

## データ量の増加

世界のデータ量は **2年ごとに倍増**。

＜世界のデータ量＞

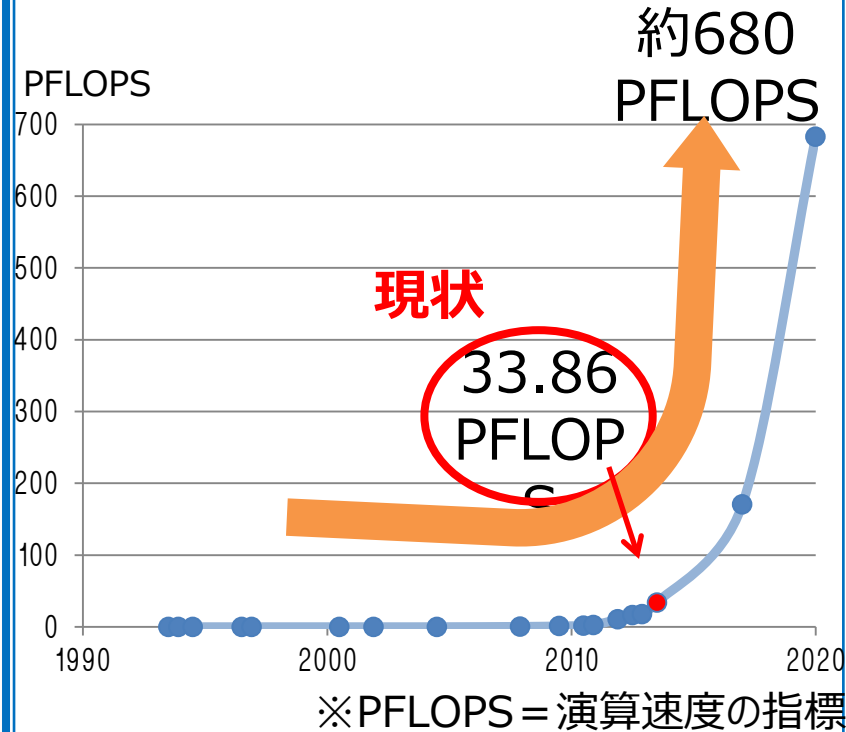


出所：IDC「The Digital Universe of Opportunities」より経産省作成

## 処理性能の向上

ハードウェアの性能は、**指数関数的に進化**。

＜最先端のスパコンの演算速度＞

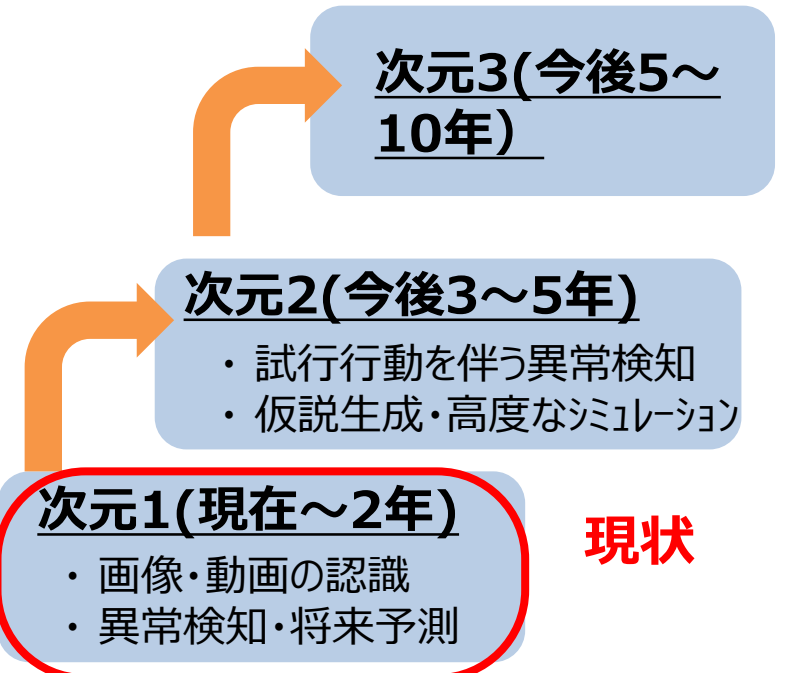


将来予測は、18か月ごとに性能が倍になるものとして算出  
出所：TOP500.org「TOP500 list」より経産省作成

## A I の非連続的進化

ディープラーニング等によりA I 技術が**非連続的に発展**。

＜A I の技術的発展の見通し＞



出所：東京大学・松尾准教授資料を基に経産省作成

# データと強みを結びつけた好循環の形成

「第4次産業革命」に的確に対応するためには、付加価値の新たな源泉となる「データ」と「強み」を戦略的に結びつけていくことが極めて重要。

## 1 ハードの強みの活用によるデータ確保

センサやロボット等によって多様な「現場」のリアルデータを確保

## 2 ソフト面の弱みの早急な克服

AIの開発・実装、ビッグデータ化、データサイエンティスト等の人材の獲得・登用等を推進

## 3 事業成長期待の好循環を形成

ビジネスモデル（戦略）を、「スピーディ」、「グローバル」、協調領域における「オープン」と競争領域における「クローズ」の明確化を基本として構築

従来の「ヒト、モノ、カネ」に加え、「データ・AI」の重要性が一層高まる。

これらの変革を踏まえた官民の取組を行い、様々な構造的・社会的課題の解決に繋げる必要がある。


# 海外メインプレイヤーのグローバル戦略

ネットから  
リアルへ

グーグル  
アマゾン  
フェイスブック

等

製造分野  
の事例

 インターネット上のみならず、**実空間の情報も含み**、クラウドサービスの範囲を拡大  
(ネットからリアルへ)

②クラウドサーバにデータを蓄積し、人工知能で処理



①世界の工場・製品に関わるデータを収集

③工場に最適な指示



工場の設備は、クラウドからの指令を受け、それを実行する安価なデバイスに。

VS

 得意な**製造業のノウハウを堅守**し、技術を武器に世界へ展開  
(リアルからネットへ)

ドイツ製の製造システムを標準化し、世界へ輸出

①世界の工場・製品に関わるデータを企業間・工場間・機器間で共有



③工場を最適に制御



②手元の高性能な製造装置でデータを蓄積・処理

ドイツの強みである工場の高性能な設備の価値を維持。

リアルから  
ネットへ

GE  
シーメンス  
ボッシュ  
IBM  
インテル

等

# リアルデータの利活用の重要性

- 第4次産業革命では、「データ」の利活用が付加価値の源泉に。

## 第一幕

### バーチャルデータ

Web（検索等）、SNSなどのネット空間での活動から生じるデータ  
→海外のIT企業がプラットフォームを支配（グーグル、アマゾン、アップル等）

## 第二幕

### リアルデータ

健康情報、走行データ、工場設備の稼働データ等、個人・企業の実世界での活動についてセンサー等により取得されるデータ  
→うまく対応すれば、日本でプラットフォームを獲得できる可能性



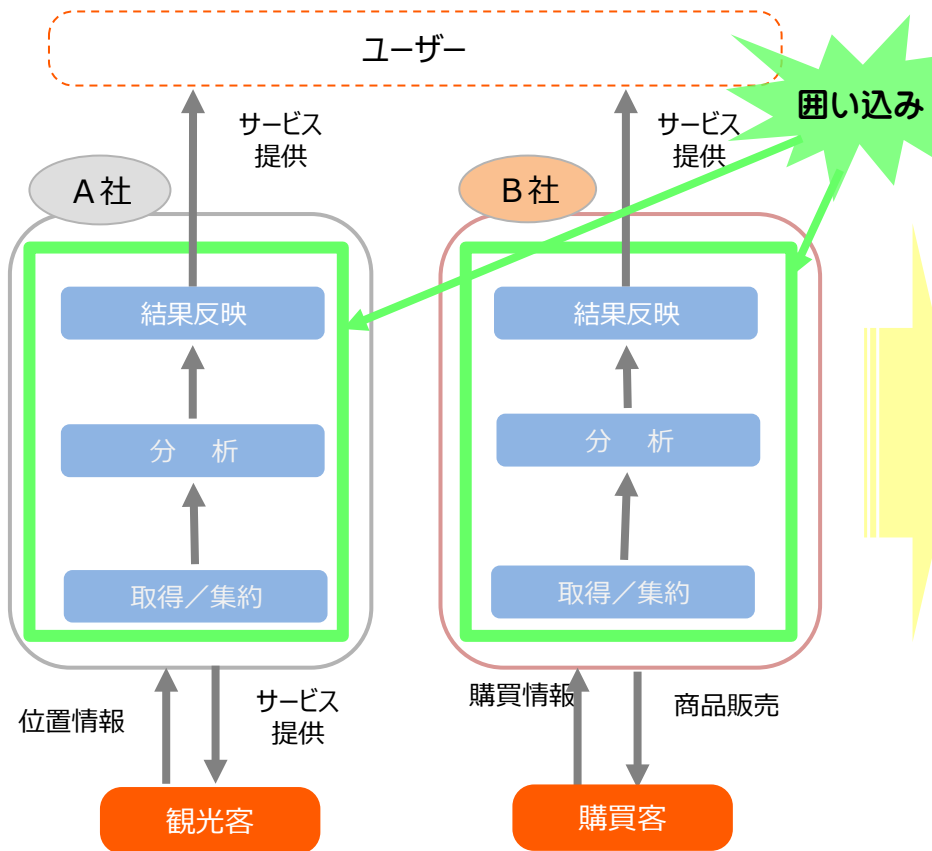
リアルデータには、各企業の競争上の機密となるデータと、協調してビッグデータ化する方がメリットが大きいデータとが存在。

「協調領域」と「競争領域」を峻別し、事務所・企業・系列の枠を超えてデータを共有・活用する「プラットフォーム」の形成が鍵。

# 現状の課題とデータ協調戦略

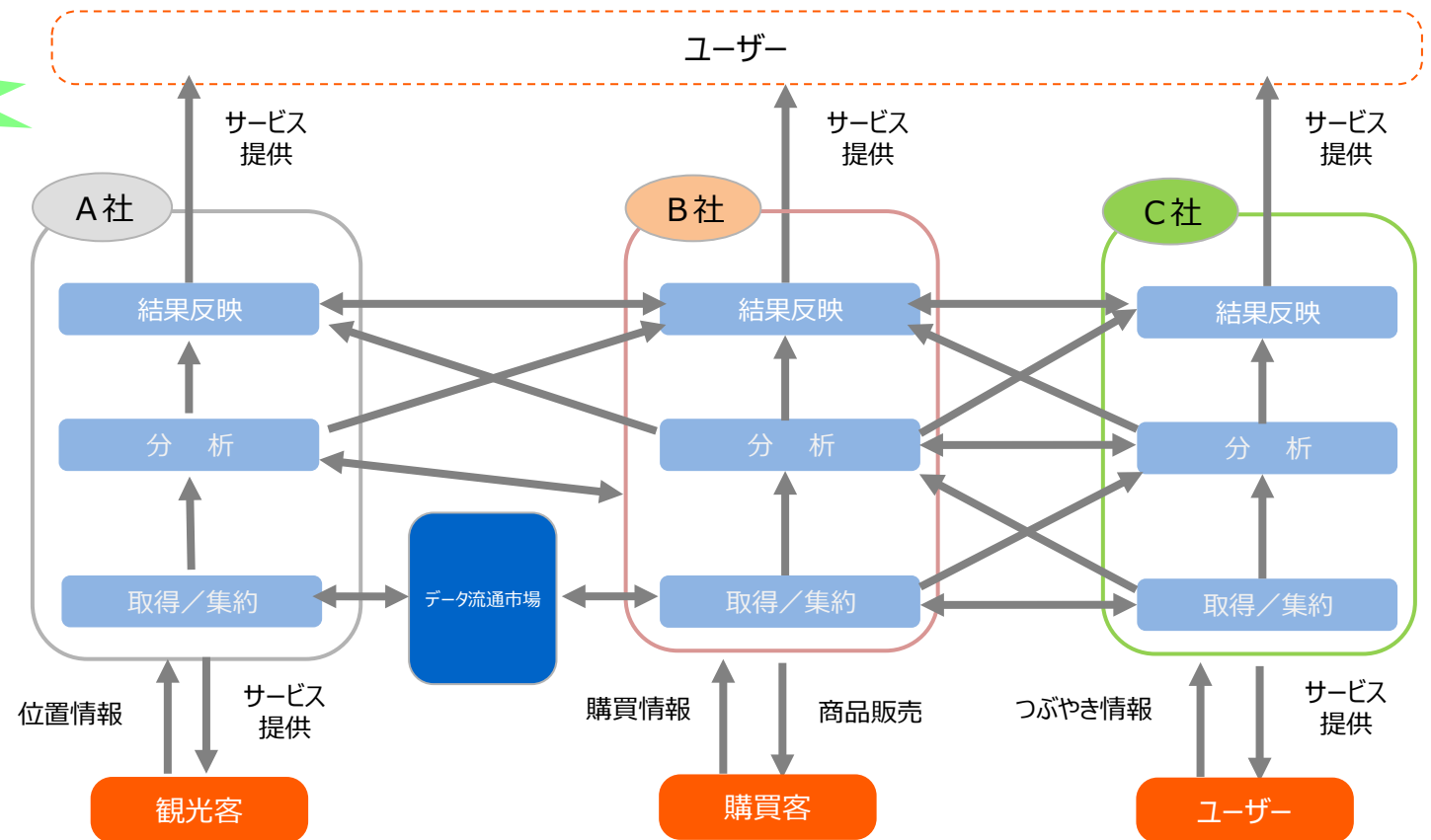
- 事業者がデータの利活用を萎縮。事業者間でデータを融通するための法的枠組がないことやセキュリティ、プライバシーの問題を懸念。
- 事業者がデータを囲い込む傾向。競合他社等にデータが晒されること、漏えい等すると原状回復が困難であること、プライバシーの問題や炎上リスクが内在することが要因と言われている。
- 各社のデータの「囲い込み構造」から脱却するためには、「**戦略的オープン構造**」が重要。自らもデータを提供する代わりに他者のデータもアクセスできるようにすることで、扱えるデータ量を拡大する「**データ協調戦略**」を志向。

## 囲い込み構造



データの利活用が各社で閉じ、ビッグデータ分析ができていない。

## 戦略的オープン構造



各社の様々なデータがデータ流通市場を介して共有されることで、ビッグデータ分析が可能となり、イノベーションに繋がる



# データ利活用に係る制度整備（全体像）

【目的】データの利活用促進による、社会課題の解決、新たな製品・サービスの創出  
（民間企業における、リアルデータプラットフォームの創出）

【個人データ】

【産業データ】

【公共データ】

## 【短期】

- ・具体的プロジェクト（PDS、情報銀行等）を通じ、データ利活用に係る課題を洗い出し、下記を社会実装
  - －個人データにおける、「個人起点の新しいデータ流通構造」
  - －産業データにおける、「データオーナーシップ」の明確化
- ・各戦略分野における協調領域の「リアルデータプラットフォーム」の構築
- ・データ流通の基盤となる、データフォーマット共通化、API付与、データ信頼性確保の取組等の環境整備

## 流通

- ・個人情報改正
- ・匿名加工処理情報GL
- ・カメラ画像利活用ガイドブック

- ・データ利用に関する契約GL
- ・新たなデータ流通取引に関する検討事例集（「判例」の蓄積）

- ・官民データ活用推進基本法
- ・公的データの原則オープン化

## 保護

- ・不競法改正（データの不正取得防止等）/特許権で保護されるデータ構造の明確化（特許法）
- ・著作権における柔軟性のある権利制限規定の整備（著作権法）

- ・巨大データプラットフォーム企業等によるデータ利活用状況、行為に対する競争法上の位置づけ明確化

## 【中長期】

- ・データポータビリティによる更なる流通の確保

- ・データオーナーシップの考え方、運用（競争法等）の確立

- ・公的データに対する公開請求権の創設

# データ利活用を可能にするリアルデータプラットフォーム構築

- データ利活用のプラクティスが確立しない要因の1つとして、**企業においては、データを利活用したビジネスモデルを描けていないとの指摘がある。**それゆえ、**競争領域・協調領域のそれぞれに係るデータの切り分けが不十分との声あり。**
- **各戦略分野**（①移動する、②健康を維持する・生涯活躍する、③スマートに生み出す・手に入れる、④スマートに暮らす）**については、少なくとも、協調領域を明確化することにより、リアルデータプラットフォームを構築する必要。**

- **総理指示（第5回官民対話：2016年4月12日）**

第四次産業革命の第一幕は、ネット上のデータをめぐる競争でありました。

第二幕は製造現場など、日本が強みを持つリアルな世界のデータをめぐる競争となります。

企業や組織の垣根を超えてデータを集め、分析し、ビジネスにつなげていきます。

従来の対面・書面原則を転換し、『原則 I T』のルールに変えていきます。

日本が強みを活かせる分野で、データを共有・活用する『プラットフォーム』をつくります。

## リアルデータプラットフォーム構築に必要な要素

- ① 協調領域、競争領域の明確化/推進主体の明確化（例えば“この指とまれ”方式）
- ② データ利活用にあたっての基盤整備（電子化、構造化等）
- ③ データ提供・利活用のメリット明確化
- ④ データプラットフォームを構築・運用する際のコストの負担方法
- ⑤ データプラットフォームを構築する際のルールや法の整備
- ⑥ ガラパゴス化にならないための国際連携や国際標準



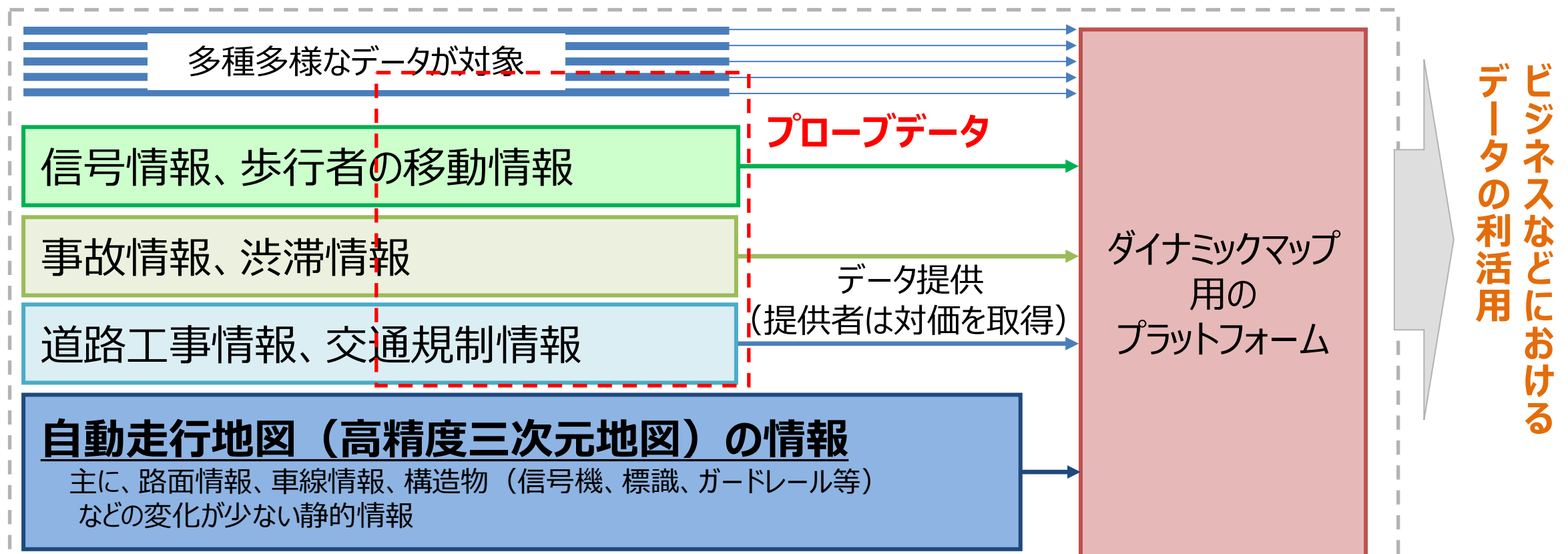
# 自動走行に係るリアルデータプラットフォーム（ダイナミックマップ）

- **ダイナミックマップは、自動走行地図（高精度三次元地図）を基盤とし、その上にリアルタイムに変化する情報を紐付けたもの**
- **欧州では、民間（HERE社等）が主体となりダイナミックマップ構築に取り組む一方、我が国では、ダイナミックマップの構築や運用に関する議論が始まったばかりで、欧州のように強力な推進主体が不在**
- **国としては、ダイナミックマップ活用の仕様や仕組み（協調領域）を早急に明確化し、民間におけるビジネスモデルの構築に繋げる必要**
- **なお、ダイナミックマップの必須構成要素である自動走行地図（高精度三次元地図）は、総理指示を受け、その実用化に向けた取り組みが始まっている（企業の枠を超えて、ダイナミックマップ基盤企画（株）※を設立）**

※出資企業

三菱電機株式会社、株式会社ゼンリン、株式会社パスコ、アイサンテクノロジー株式会社、インクリメント・ピー株式会社、株式会社トヨタマップ、いすゞ自動車株式会社、スズキ株式会社、トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、日野自動車株式会社、富士重工業株式会社、本田技研工業株式会社、マツダ株式会社、三菱自動車工業株式会社

## 【ダイナミックマップの構成】



# 健康医療介護に係るリアルデータプラットフォーム

- 個人が生涯にわたり自らの健康・医療データを経年的に把握できる仕組み（Personal Health Record;以下、PHR）を構築
- 併せて、個人の健康維持等に係る行動変容を促すサービスモデルを確立

## これまでの取組

### 要素①協調領域と競争領域の明確化/推進主体の明確化

### 要素②データ利活用にあたっての基盤整備

- 厚労省において、「次世代型保健医療システム」構想、工程表を検討
- 総務省において、地域の医療・介護現場のネットワーク化（EHR※の促進）や個人を起点とした医療・介護情報の連携・利活用（PHRの普及）を図るべく、実証研究事業を実施

※Electronic Health Record

### 要素③データ提供・利活用のメリット明確化

- 経済産業省において、データ利活用を前提とした実証事業を開始。

## 今後の取組方針（案）

### 要素①協調領域と競争領域の明確化/推進主体の明確化

### 要素②データ利活用にあたっての基盤整備

- 2020年までに「次世代型保健医療システム」の構築、運用開始

### 要素④データプラットフォームを構築・運用する際のコストの負担方法

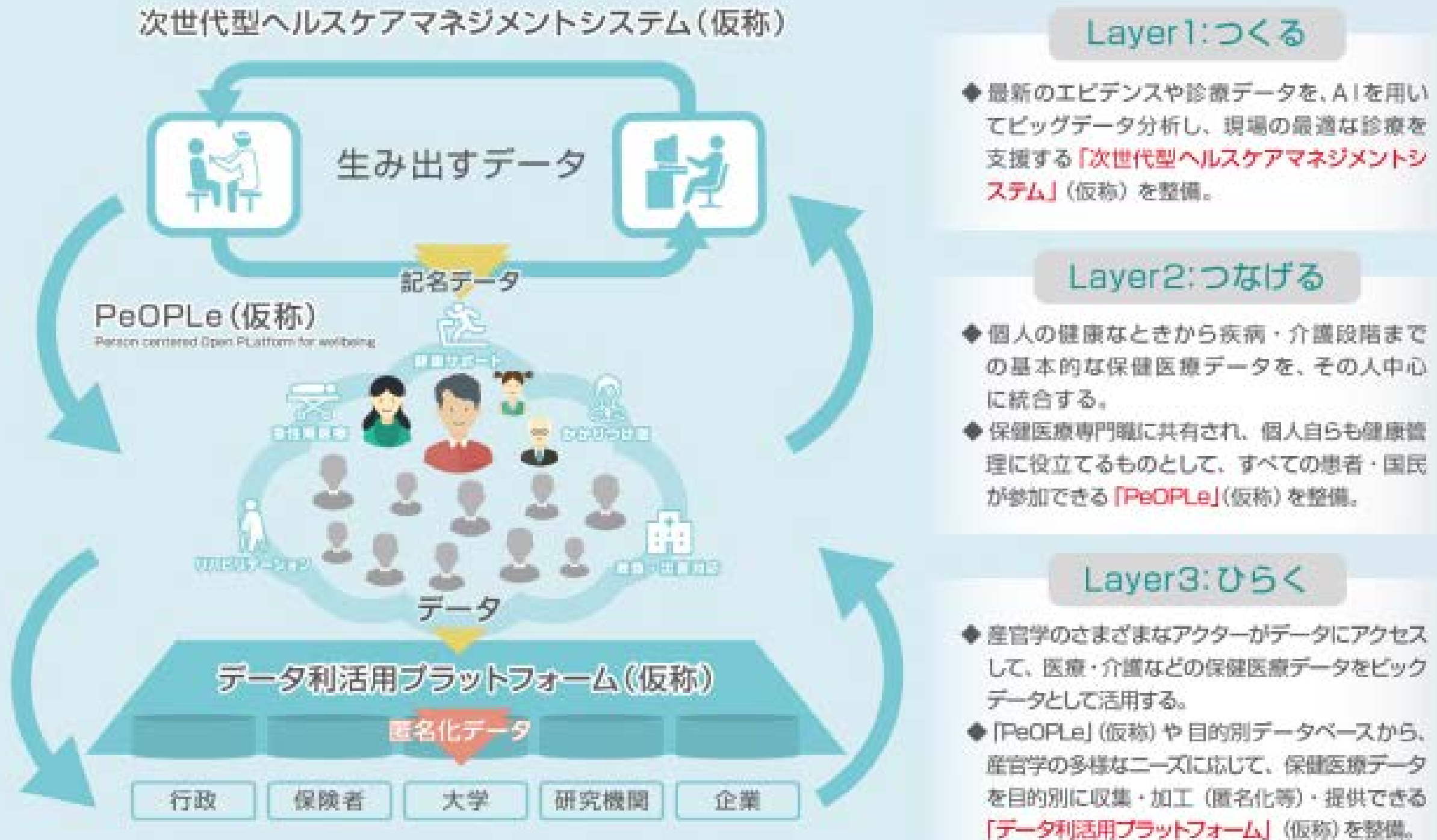
- 官民の適切な役割分担の下で推進

### 要素⑤データプラットフォームを構築する際のルールや法の整備

### 要素⑥ガラパゴス化にならないための国際連携や国際標準化

# 健康医療に係るリアルデータプラットフォーム

## – ICTを活用した「次世代型保健医療システム」の整備



# 「気象ビジネス推進コンソーシアム」の立ち上げについて

○IoTやAI等の技術の進展により、農業、小売業、運輸業をはじめとする幅広い産業において気象データを利用した生産性の飛躍的向上が見込まれるところ。

○気象データを活用した生産性向上の取組を進めるため、産業界と気象サービスのマッチングや気象データの高度利用を進める上での課題解決を行う「気象ビジネス推進コンソーシアム」を3月7日に立ち上げて、産学官が連携して気象データの産業分野における高度利用を強力に推進。

## 経緯及び今後のスケジュール

(平成28年)

11月25日 国土交通省生産性革命プロジェクト「気象ビジネス市場の創出」登録

12月26日 設立準備会合



発起人集会

(平成29年)

1月30日 発起人集会  
(設立趣意書の採択)

2月1日 会員公募開始

3月7日 ①設立総会(於 星陵会館)  
(会長、副会長及び運営委員の選任、規約案の承認)  
②気象ビジネスフォーラム

4月以降 活動の本格始動

## 活動内容

以下の取組を中心に今後活動内容を具体化

### (1) 先進的気象ビジネスモデルの創出

- 気象ビジネスの先進事例や海外事例の収集及び共有
- 産業界と気象庁による気象データ活用の実証実験

### (2) 気象ビジネス推進の環境整備

- 技術者向けセミナー(先端的ICT技術紹介や気象データ解説等)を通じた人材育成
- 気象データ活用における課題の解決に向けた官民対話

## 気象ビジネスフォーラム

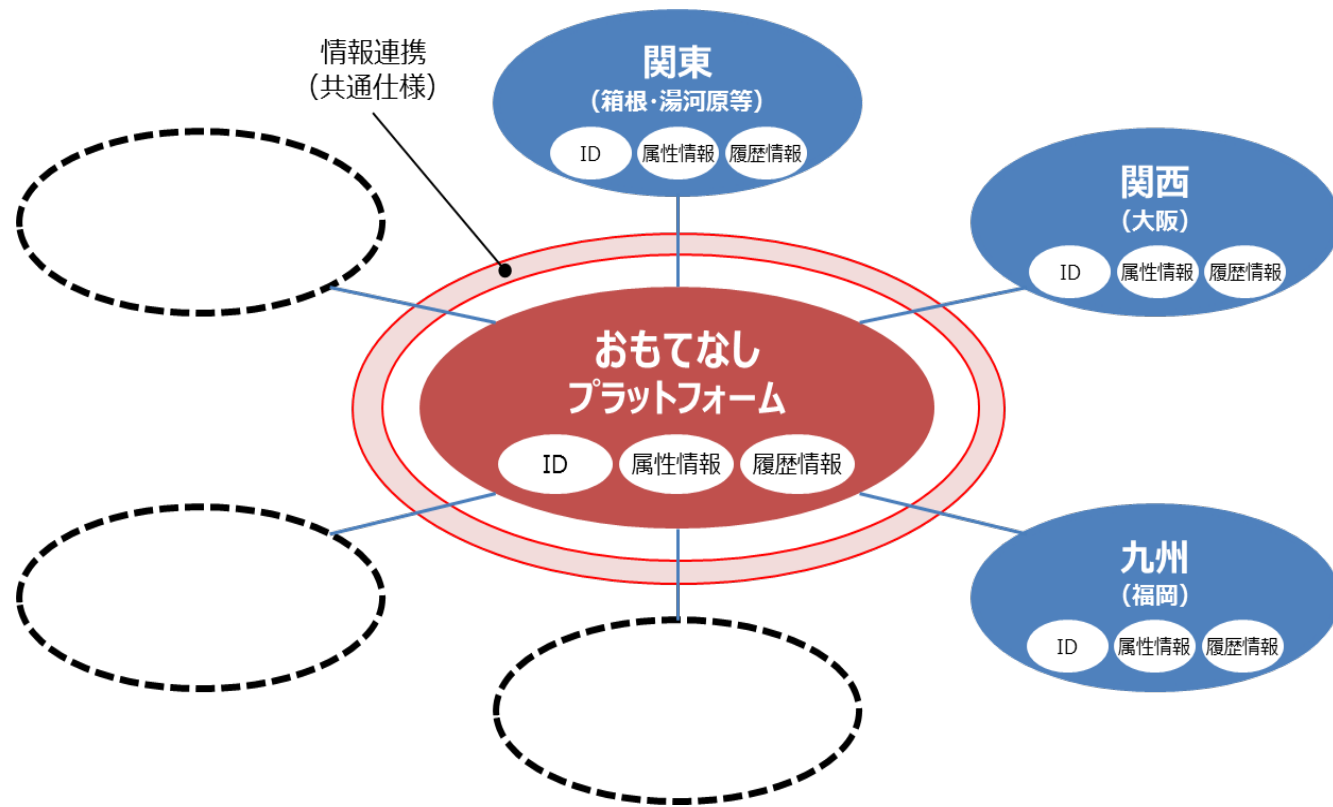
- 気象ビジネス推進コンソーシアムの設立にあわせて、気象ビジネスフォーラムを同日に開催。
- 気象ビジネスの発展に向けた関係者間の対話とビジネスマッチングのため、以下の取組を実施。
  - ①基調講演(東京大学大学院情報学環 越塚登教授)
  - ②パネルディスカッション(有識者、民間事業者及び気象庁)
  - ③ブース展示(気象事業者、ICT事業者、研究機関等約30ブース)



# 「おもてなしプラットフォーム」(プラットフォーム間の情報連携)

- 訪日外国人の同意の下、属性(性別・年代・国籍等)や行動履歴(宿泊・買い物・移動等)に関するデータを事業者間で共有・活用し、先進的かつ多様なサービス・決済環境を提供する実証を実施。
- 情報連携に関するルールや標準的なデータプロファイルを整備することで、様々な地域・事業者の参画・連携を促し、より利便性の高いサービスを創出していく。

情報連携の仕組みの構築を経て、平成28年10月から実際の現場で実証を開始。年度内に1万人超の訪日外国人による利用を目指す。



## 「関東」(箱根・湯河原・鎌倉) 地域実証

テーマ： 生体認証による新サービス等



- 配送受付時の伝票記載の省略
- チェックイン時のパスポート提示の省略
- レンタサイクルの貸出手続の簡略化
- 指紋認証による決済

## 「関西」(大阪) 地域実証

テーマ： 買い物シーンでの新しいサービス・決済



- スマホでいつでもどこでも複数の決済手段を登録、生体認証
- 看板・サインージ等と連動した多言語情報提供

## 「九州」(福岡) 地域実証

テーマ： 広域・横断的情報活用と消費促進



- スマホアプリと連動したプリペイドカードの発行、属性情報に加えて、閲覧履歴・位置情報・決済履歴等を収集、サービス提供

## 「おもてなしプラットフォーム」の構築・実証

テーマ： 様々なサービスプラットフォーム間の情報連携

- 情報連携ルール  
プライバシーポリシー・利用規約
- データプロファイル  
共通語彙基盤の整備・「おもてなしプラットフォーム」との接続方法



# データプラットフォームの構築、データ流通市場の創成

## 課題

- 企業内にデータが囲い込まれた現状のままではグローバルなデータ利活用の基盤であるデータプラットフォームを海外に依存せざるを得なくなる。
- また、こうしたデータプラットフォームの構築に加えて、データについての相対取引の活性化や第三者との間でオープンにデータを取引する市場の構築など、マーケットメカニズムに基づくデータ流通の活性化についても同時に推進することが重要。

## 基本的な方向性

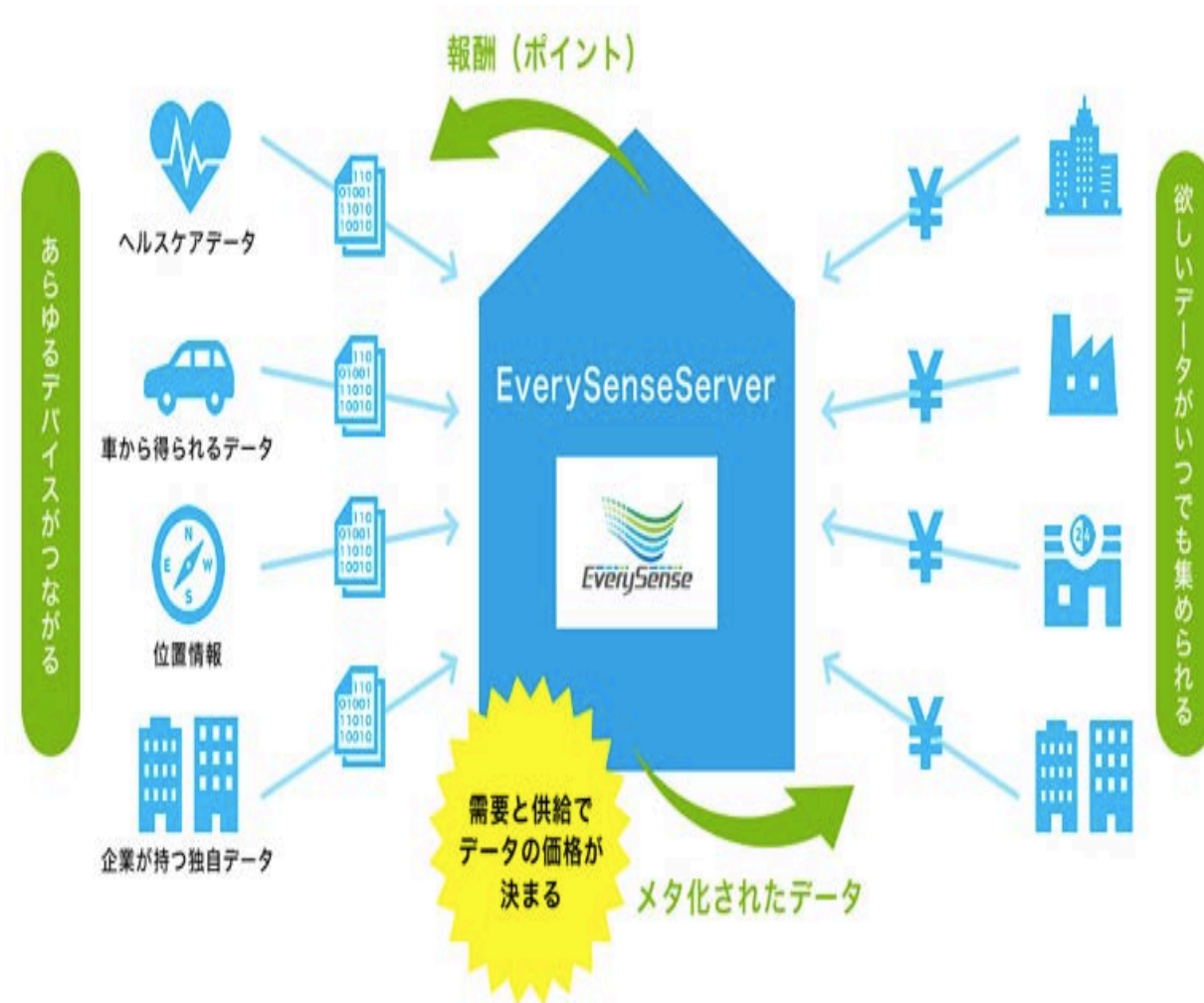
- 日本が強みを活かせる分野において、グローバルにデータプラットフォームの構築を推進。具体的な成功事例を早期に生み出し国際展開。
- 将来的には、データの出し手とデータの需要者との間でマッチングがされ、必要な時にデータが流れ、データが相互に利活用される仕組み(「データ流通市場」)の定着が必要。データを授受する者との間の権利・責任の帰属や取引ルールの明確化、具体的なデータ流通市場構築に向けた技術面、制度面での検討を実施。

## 当面の対応案

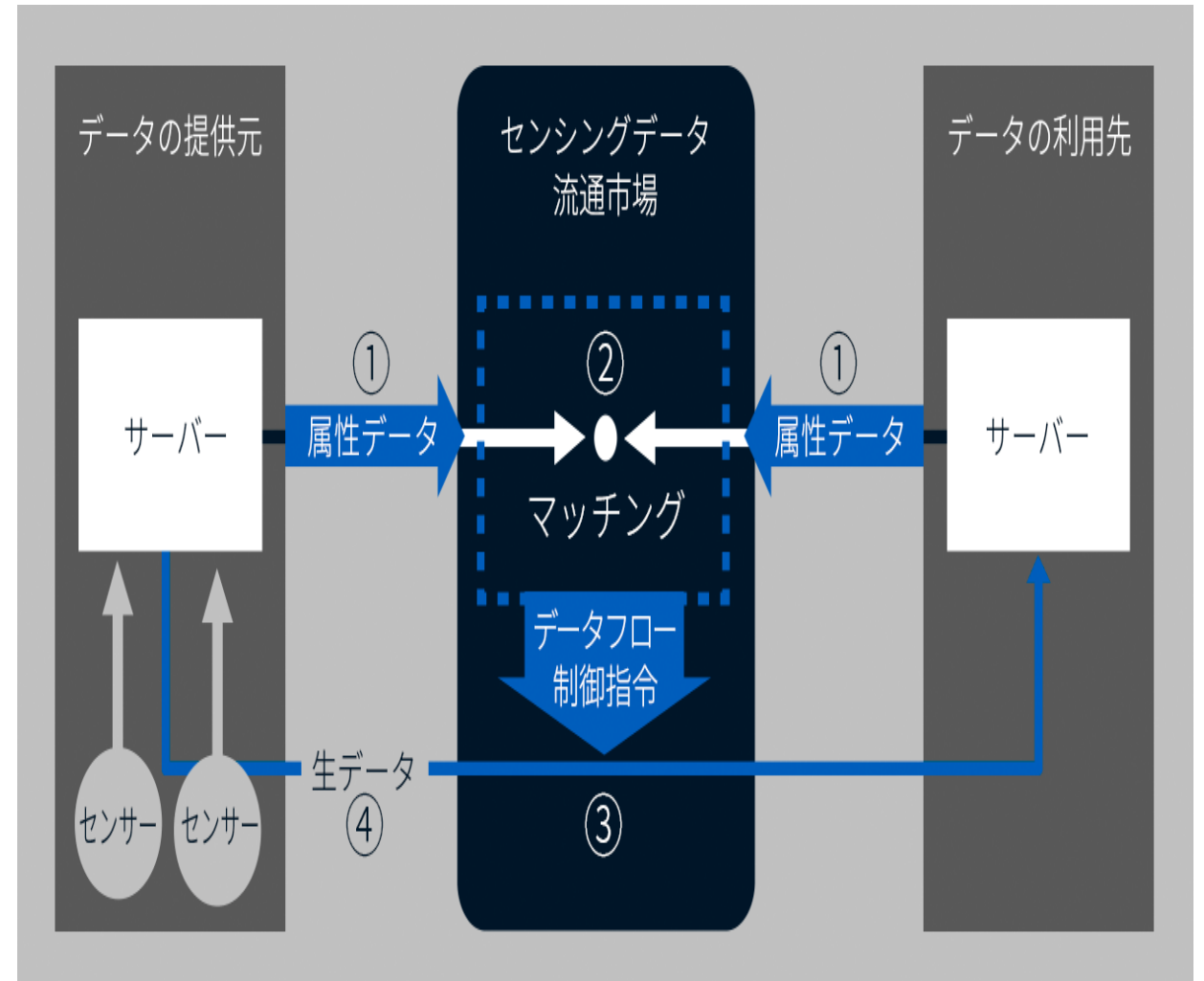
- 具体的なデータプラットフォーム構築 (スマート工場、産業保安、自動走行地図、健康・医療 等)
- プラットフォーム構築に向けた環境整備 (実証環境、制度・ルールの整備、国際標準化の推進 等)
- 利活用のためのデータに関する契約実態の把握、契約ガイドライン、契約のひな形・モデル条項等の作成
- データ流通市場創成に向けた先行事例の推進
- 従来の対面・書面原則を転換し、原則IT化を推進

# データ取引市場の創出

## 【EverySense : I o Tデータ流通市場】



## 【Senseek : センシングデータ流通市場】



- 各種データについて、提供範囲・方針を予め登録することで、利用したい企業と自動的に結びつき、取引が成立する仲介システム。
- データを簡便に登録でき、対価の有無や個人情報の扱いについても選択可能。対価はポイントで還元される独自の仕組み。

仕様の異なる様々なセンサデータについて、データの内容や取引条件等を統一的に記述するルールを整備し、そのルールに従ってデータの内容や取引条件等を公開することで、データを利用したい企業と提供したい企業の間で自動的に取引をマッチングさせる。

# データ利活用に係る制度整備①：公的データのオープン化

- 政府・自治体等の公共データの徹底活用を促す**官民データ活用推進基本法**を制定。本法律に基づき、今後、**国及び都道府県**において**官民データ活用の推進に関する基本計画**を策定。
- また、**公共データの徹底開放**により、**新たなビジネスの創出**や**社会課題の解決**に繋げるため、**来年度から**下記の**新たなメカニズム**を導入。
  - ① **公開ルールの徹底**  
(開示ルール等を定めた文書の整理・統合、「原則公開」のルールの明確化)
  - ② **民間ニーズを反映する仕組みの整備**  
(対話の場の創設、政府保有データの棚卸)
  - ③ **オープンデータを前提とした情報システムの整備・運用**
  - ④ **統計、観光、公共交通分野をはじめとする重点分野に特化したデータ開放の推進**

## データ利活用に係る制度整備②：データオーナーシップ

- データオーナーシップとは、複数事業者間におけるデータの利活用権限のことである。
- データオーナーシップについては、事業者間の取引で頻繁に問題となるにも拘わらず、現状において、以下の理由から実務上手探り状況が続いている。
  - ①データは無体物であることから**所有権の対象とならない**
  - ②また、**個人情報保護制度や知的財産制度等においても明確に規定されていない**
  - ③結果、（諸外国同様）データの利活用権限については当事者間の契約に委ねられるが、**契約当事者間における、取決めに係る実務が必ずしも定着していない**
- そこで、事業者間でデータオーナーシップの取扱いが明確となっていないが故にデータ流通が進まないという課題に対して、「契約ガイドライン」を策定。
- これにより、データ創出への寄与度等に応じた利益分配などに関する留意点を整理し、事業者間での適切な契約を通じたデータ利活用権限の明確化を図る。  
（なお、理由なき拒否は競争法の問題が生じる可能性。）
- なお、「データオーナーシップ」の実効性を確保する観点から、事業者間での「データオーナーシップ」に係る紛争が生じた場合、それを早期に、簡便に解決する仕組みの検討も必要

# データオーナーシップの明確化によるデータ協調の促進

- B2Bにおける非パーソナルデータの利活用を促進することが重要。
- データ創出に寄与した者によるデータの利活用権限の主張を公平に認めることが望ましいとする「**データオーナーシップ**」の考えが浸透し、複数事業者間でデータ共有が行われていることが期待。

- 契約上のデータ取引の明確化を図るため、契約ガイドラインを策定するとともに、主要分野における適用事例を明確化
- 企業がデータを容易に開放できるよう、秘密分散・計算技術の活用によるデータ協調環境の整備を検討
- 匿名加工制度の利活用を促進するとともに、データ流通促進WGなどにおいて企業からの個別事例を解決するほか、カメラ画像等について共通ルールを整備



# データオーナーシップに係る考え方

## 基本的な考え方

- データオーナーシップについては、国内では、議論がなされ始めたところであり、**学説も十分ではなく**、この問題に明確に言及した**裁判例もない**。また、海外でも議論が成熟していない。
- データの特性（非排他性、公共財的性質）を考慮し、データオーナーシップについては、**現行法と矛盾・抵触しない範囲**で、以下の**基本的方向性**で考えることは可能か。

### ＜基本的方向性＞

- ① 個人情報保護制度や知的財産権制度などによりオーナーシップが規定されないデータのオーナーシップについては、**契約の中で**各当事者のオーナーシップを**明確化**すべき。（次ページ以降参照）

※ 法律や契約で何ら制限がない場合は、**自由に利活用**することが可能。

- ② この際、取引に関して生じ得る**データの利活用**等については、社会全体から見てデータ利活用の公共性に鑑み、データ創出に対する当事者の寄与度等を勘案して契約当事者間の協議により、公平に**取り決められることが望ましい**。

- ③ なお、個人関連データのオーナーシップについては、基本的に個人にあるものと擬制して処理されることが効率的

（参考） データオーナーシップに関する一つの考え方として、例えば、「データに関わる各関係者がデータに対して感じるオーナーシップの強さは、根本的にはそのデータの利用から生み出される各関係者にとっての価値の大きさに決まり、様々な潜在的な関係者がデータに関わる活動への各々の貢献に基づき、データのオーナーシップを主張し得る」というものがある。

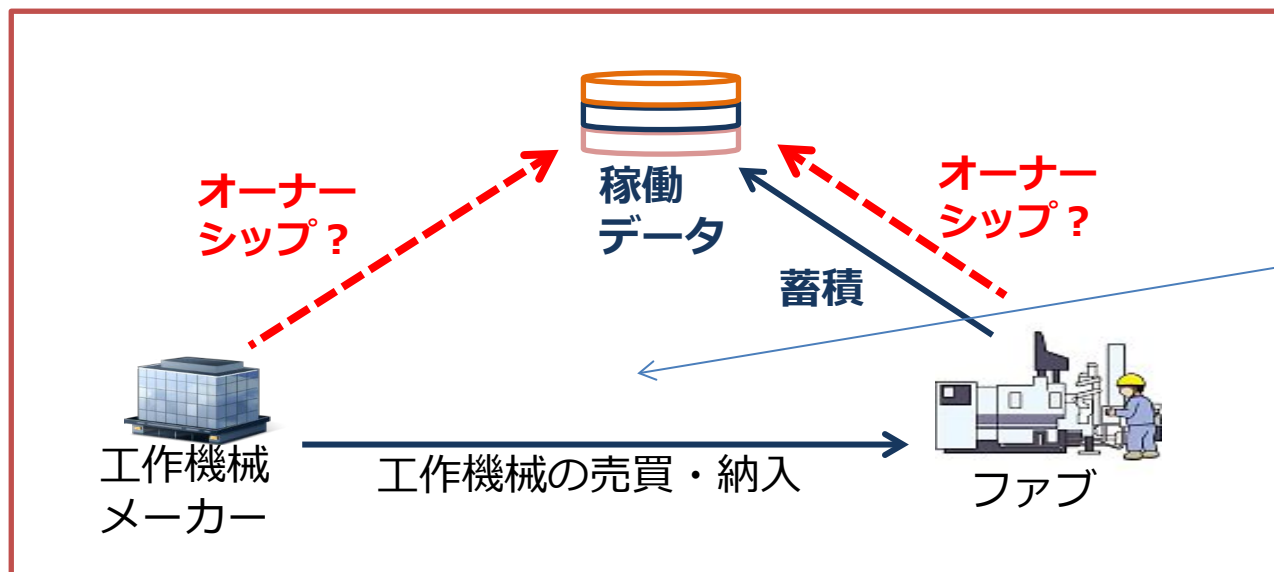
（出典） Loshin, D / knowledge Integrity, Data Ownership, 2002

本庄智也外「ビッグデータのオーナーシップに関する国際比較」情報処理学会研究報告（2013年）

# データオーナーシップに係る考え方

## 事業者間の契約でオーナーシップを定めるための考え方

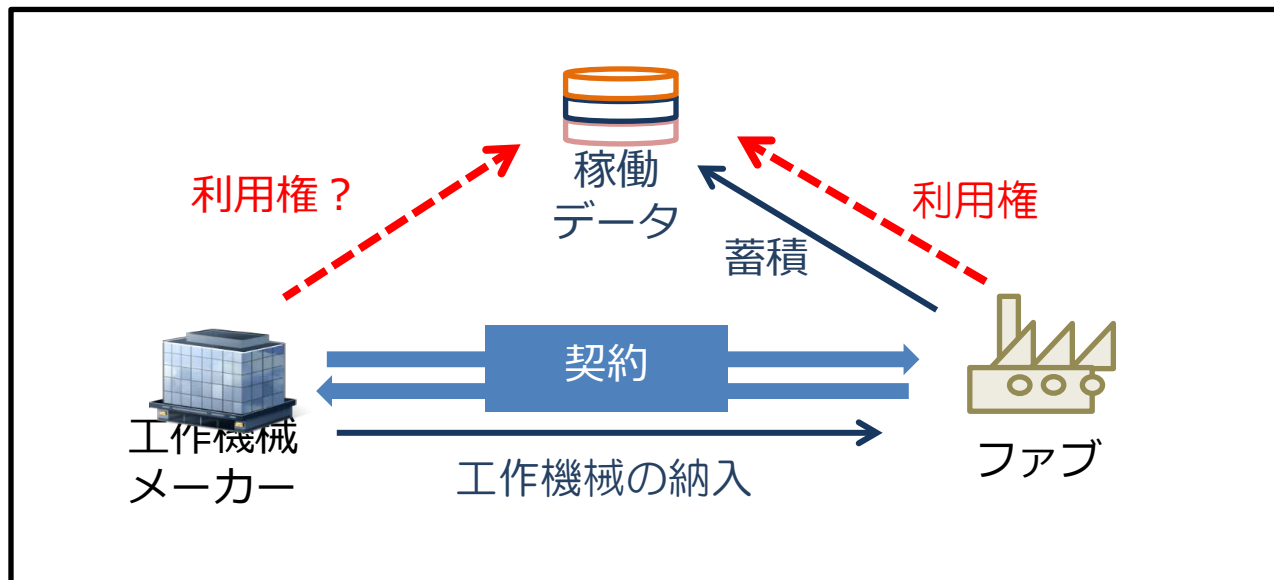
- オーナーシップを契約で定める場合、データ創出に対する当事者の寄与度等を勘案し、公平に取り決められるべき。
- さらに、データの位置付けや当事者のメリット、安全管理の事情等、**様々な観点を考慮することが重要。**  
※ そもそも当事者が、オーナーシップを契約で明記するよう**申し入れることは自由。**  
むしろ当事者は積極的に規定するよう求めていくべき。
- さらには、各業界や団体が個別の事情も踏まえながら議論を主導していけば、取決めのルール化・明確化も深まるのではないか。
- なお、一方当事者がその優越的な地位を利用して、データオーナーシップに関する協議にすら応じず、若しくはオーナーシップの対価として過度の要求（金銭的な要求に限らない）を行うときは、競争法上の問題が生じ得ることも否定できない。



契約でオーナーシップを  
どのように決めるか？

# データオーナーシップの取決めの参考事例

## 例1. 工作機械の稼働データに関する事例



### オーナーシップに関する当事者の主張

取決めに当たっては、まずは主張を尽くさせることが肝要。

#### 工作機械メーカー

- ・データ創出のための独自技術の提供
- ・データ取得・管理等に係る応分のコスト負担
- ・データの安全管理・守秘義務（第三者提供しない、漏えいしない等）
- ・ファブにメリット提供（保守コストの軽減等）
- ・データ利用も考慮した代金設定の可能性 等

#### ファブ

- ・稼働データのうち、営業秘密に該当しないデータにつき協調領域での利活用に限ること
- ・データがファブの競合他社等に渡らないよう第三者提供の禁止の要求
- ・守秘義務の必要性
- ・データ取得や管理・保管等にかかるコスト負担の要求 等

### オーナーシップに関する状況

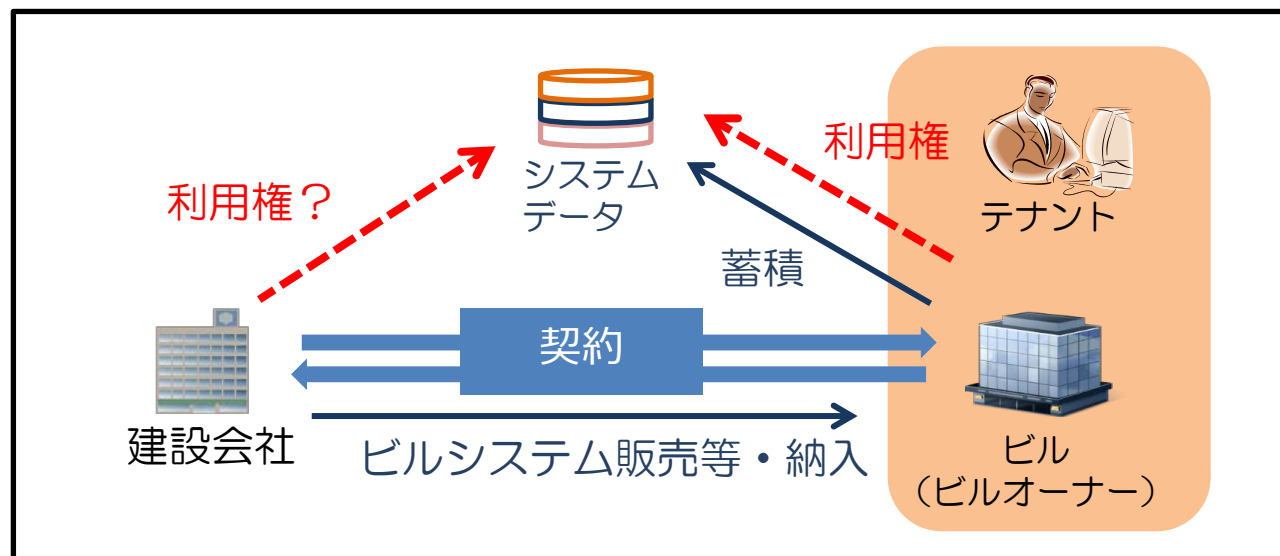
- ・稼働データは当然にファブのもの扱われがち（商慣習、契約での力関係）。
- ・ファブは稼働データをうまく利活用できず、コストだけがかかっている例も。
- ・オーナーシップを巡り協議もなされないため、これを定めるメリットの検討すらなく、双方に思わぬ機会損失の可能性も。

### 判断・考え方

- データを求める当事者が各種要素を具体的に主張するときは、相手方としても真摯に対応することが必要。
- コスト負担やメリット提供の主張に対しては、公平な観点での検証を要する（過度な要求は公平性を害するおそれ）。
- 当事者の営業秘密に該当し得るデータであっても、切分けや加工の可能性も検討し、可能な限り共用の範囲を探ることが有益。
- 当事者が各種要素につき詳細かつ十分に主張してデータを求めるにもかかわらずそのオーナーシップに合意しないときは、相手方としては、その合理的な理由を示すことが必要。
- 契約でオーナーシップを定めるときは各種要素をもれなく盛り込む。

# データオーナーシップの取決めの参考事例

## 例3. ビルシステムのデータに関する事例



(ケース概要) 建設会社が提供するビルシステムにより取得される人流データ、空調データ、警備データ、環境・災害データ、テナント・来客に関するデータ等を建設会社がシステム開発等のために活用したい事例

### オーナーシップに関する当事者の主張

#### 建設会社

- ・データ取得・管理等に係る応分のコスト負担
- ・データの安全管理・守秘義務
- ・ビルオーナー・テナントにメリット提供（保守コストの軽減、システム更新による新たなサービスの提供等）
- ・データの公共性（免震データ等） 等

#### ビルオーナー

- ・システムデータのうち、営業秘密やテナント・来客のプライバシーに関わらない協調領域での提供に限ること
- ・守秘義務の必要性
- ・データ取得や管理・保管等にかかるコスト負担の要求 等

### オーナーシップに関する状況

- ・システムデータはビル・オーナーのものと扱われがち（商慣習、契約での力関係）。
- ・ビルオーナーは、テナント等に配慮してシステムデータをうまく利活用できず、外部にも提供していない例が多い。

### 判断・考え方

- 「例1. 工作機械の稼働データに関する事例」と基本的には同様。
- 創出・取得されるデータがパーソナルデータに該当し得るデータであっても、切分けや加工の可能性も検討し、プライバシーに配慮してデータの範囲を限ることも可能。
- 免震データのような公共性を有するデータは広く利用されてこそ価値がある。

# ガイドライン策定に向けた動き

## 産業構造審議会 情報経済小委員会 分散戦略WG 中間とりまとめ(平成28年11月)

### 「○データの利活用権限の明確化(データオーナーシップ)

契約上のデータ取引の明確化を推進 ▶ データ流通契約ガイドラインを改訂する。」

(経済産業省 情報経済課)

## AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめ(平成29年2月)

「各分野における官民の関係者によるデータの標準化・互換性確保を支援するとともに、

**データの利活用権限に関するガイドラインの策定等**を通じ、データの円滑な流通を図る。」

(内閣官房 IT戦略本部)

## 新たな情報財検討委員会 報告書(平成29年3月)

「データ収集・蓄積・保管等のインセンティブ付与と利活用のバランスに資するよう、データ利用に関する**契約ガイドライン**の策定等により、データ利用とデータ創出への寄与度等に応じた利益分配などに関する留意点を整理することについて、具体的に検討を進めることが適当である。」

「すなわち、著作権等の既存の知的財産権の対象とならない価値あるデータの知財制度上の取り扱い(**いわゆるデータオーナーシップ**)についての整理が求められている。」

(知的財産戦略本部 新たな情報財検討委員会)

## 新産業構造部会 産業構造部会(第15回)(平成29年4月)

「データ利活用推進のため、速やかに**「データオーナーシップ」**の考え方を普及。

このため、まず**「契約ガイドライン」**を策定(本年5月公表)し、契約を通じたデータ流通を促す」

(経済産業省 産業再生課)



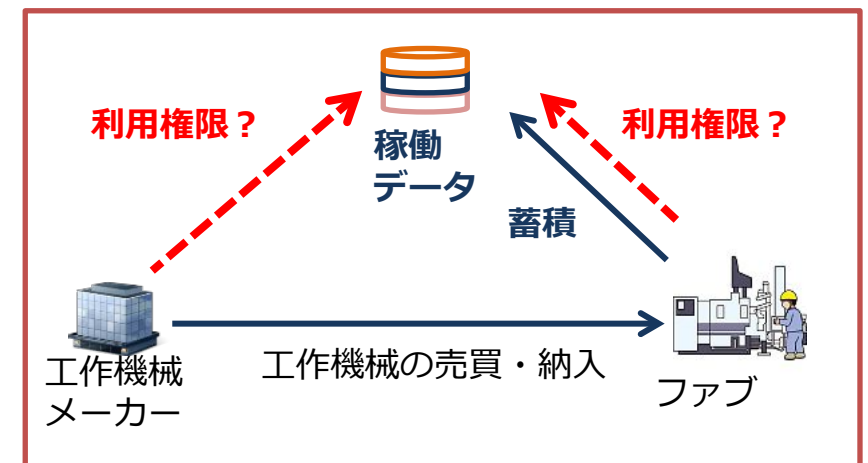
# データの利用権限に関する契約ガイドライン案について

## 背景・目的

- IoT・AIなど技術革新が進展、データ量が爆発的に増加し、競争力の源泉となるも、囲い込み意識やプライバシー保護の懸念を背景に、必ずしもデータの利活用が進んでいない。
- データは無体物であることから所有権の対象とならず、法制度上明確な規定もないため、データの利用権限については当事者間の契約に委ねられるが、契約当事者の力関係が意識されすぎること等によりその取決め例は必ずしも定着しておらず、実務上手探りな対応。
- こうした問題に対しては、殊に非パーソナルデータについて、利用権限に関する取決めが契約事項としてデフォルト化され、適正な分配の観点から公平に取り決められることが望ましい。このため、こうした取決めに関する考え方をまとめた契約ガイドラインを策定することとしたい。

## 想定ケースの例

主にB2Bに係る非パーソナルデータの利用権が問題。想定ケースとしては、例えば、センサを組み込んだ工作機械を製造工場（ファブ）に販売・納入した工作機械メーカーが、当該取引に係る契約に定めがないこと等により、工作機械から取得されるデータ（ファブの営業秘密を除く。）を自らの事業活動のために利活用することができない場合が挙げられる。



図：ケース例